

能登駅伝開催基本計画策定業務委託募集要項

上記業務委託を実施するため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集します。

令和7年3月31日

1 事業の趣旨・目的

石川県は、全国から訪れる学生や関係者に能登の素晴らしさを認識してもらい、能登の住民との交流を通じて地域の活性化を図り、能登の創造的復興につなげることを目的として、能登駅伝の開催を目指している。

この能登駅伝の開催に向けた基本計画の策定業務について、豊富なノウハウと情報を持つ業者を選定するため、企画提案型の公募型プロポーザルを行う。

2 業務概要

- (1) 委託名 能登駅伝開催基本計画策定業務委託
- (2) 委託内容 別添「能登駅伝開催基本計画策定業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 委託金額 上限3,300万円（消費税及び地方消費税含む）

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 前述（2 業務概要）の業務内容を実施することができる者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和7年度、契約締結までに競争入札参加者資格を有する者であること。
- (4) 公募開始日から契約締結の日までの期間において、石川県から指名停止を受けていないこと。
- (5) 参加申込書提出期限の1か月前までに納期限の到来した国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 本業務に応募しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (8) 次のいずれにも該当しないものであること。
 - ① 石川県暴力団排除条例（以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下

「暴力団」という。)である者。

- ② 役員等（法人の場合は、その役員並びにその支店及び事務所の代表者、その他の団体の場合は代表者及び役員を言う。以下同じ。）が条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者。
- ③ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者として次のいずれかに該当する者。
 - ア. 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - イ. 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者。
 - ウ. 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に、暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
 - エ. 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- ④ その他、選定されることが暴力団の利益となると認められる者。

4 参加手続き

(1) スケジュール

3月31日（月）	公募開始
4月9日（水）	質問書の提出期限
4月14日（月）	参加申込書の提出期限
4月21日（月）	申請書類の提出期限（後述5参照）
4月下旬	プレゼンテーション審査会（後述6参照）
4月下旬	優先交渉権者の決定（後述6参照）

(2) 質問の受付および回答

本要項や資料の内容等についての質問は、簡易な内容確認を除き、「質問書」（様式3）により提出するものとする。

① 質問期限

令和7年4月9日（水）15時まで

② 提出方法

電子メールで提出（件名は「能登駅伝開催基本計画策定業務委託に関する質問」とし、送付後に必ず電話で受信確認を行うこと。）

③ 回答期限および方法

回答は令和7年4月11日（金）を目途に、質問書を提出した全ての者に対し、電子メールにより通知する。

④ その他

本公募とは関係のない事項に対する質問や、その他公正な審査を阻害するおそれのある質問等には回答しない。

(3) 応募費用の負担

応募に際して必要となる経費は、すべて応募者の負担とする。

(4) 担当部局

各種書類の提出先、質疑先および受付期間は次のとおりとする。

- ・ 所 属：石川県文化観光スポーツ部スポーツ振興課企画管理グループ
- ・ 住 所：〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 行政庁舎10階
- ・ 電 話：076-225-1391
- ・ 電子メール：i-sports@pref.ishikawa.lg.jp
- ・ 受付期間：土日祝祭日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

5 申請書類の内容および提出方法

(1) 申請書類

本企画提案へ参加を希望するものは、以下の書類を提出すること。

	書類名	部数
1	参加申込書（様式1-1） ※共同事業体の場合は、参加申込書（様式1-2） ※令和7年4月14日（月）15時までに提出すること	1部
2	会社概要（様式2）	1部
3	定款又は寄付行為	1部
4	直近3年間の決算報告書（事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、その他財務状況を明らかにする書類）	1部
5	都道府県税の納税証明書	1部
6	消費税および地方消費税（国税）の納税証明書	1部
7	企画提案書（後述（2）参照）	10部
8	本業務委託の見積書	10部

(2) 企画提案書の内容

別添の仕様書に基づき、以下（ア）～（オ）の項目を所定枚数以内で整理して提案すること。（表紙は含めず、両面印刷の場合は2枚とみなす。）文字サイズは10ポイント以上とし、ページ番号を記載すること。過去3年間に、当該業務と類似の業務実績があれば、記載すること。

（ア）基本計画策定の基本的な考え方【A3版1枚以内】

（イ）基本計画の提案【A3版10枚以内】

能登の創造的復興につながる能登駅伝のイメージについて、以下の内容を盛り込んで

提案すること。

- ・能登3市3町をめぐるコース案
- ・参加大学の範囲やその選考方法
- ・開催時期
- ・駅伝を通じた情報発信
- ・その他、能登の復旧・復興の姿を国内外に発信するための工夫
- ・駅伝大会の開催に係る収支見込

(注1) 大会当日の開催経費のほか、事前準備やPR等に要する経費をすべて含んだうえで、収入・収支の上限は9億円以内とすること。

(注2) 収入の部には外部資金の調達も考慮すること。

(ウ) 業務実施体制【A3版1枚以内】

(エ) 業務実施スケジュール【A3版1枚以内】

(オ) 概算見積書【様式任意・枚数指定なし】

- ・本委託業務（能登駅伝開催基本計画策定業務委託）に係る経費について、積算内訳も可能な範囲で記載すること。

(注) 上記の「(2) 企画提案書の内容」の「・駅伝大会の開催に係る収支見込」と混同しないこと。

【補足事項】

- ① 企画提案書は、(様式4-1)を表紙とし、表紙の次に企画提案書概要(様式4-2)を添付すること。
- ② 表紙、企画提案書、費用(概算)以外の様式は、A3版で横書き、左綴じとすること。
- ③ 企画提案書等は返却しない。
- ④ 必要に応じて、追加資料の提出を求めることがある。

(3) 提出期限

令和7年4月21日(月)17時まで

※参加申込書は令和7年4月14日(月)15時まで

(4) 提出場所

4の(4)に同じ

(5) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る)により提出するものとし、併せて電子データも提出すること。郵送の場合は上記の提出期限必着とする。

(6) 留意事項

一度提出した企画提案書等を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

6 評価・選定方法

(1) 評価の方法等

企画提案の審査にあたっては、有識者等で構成する「能登駅伝開催基本計画策定事業者選定委員会（仮称）」（以下「選定委員会」という。）を設置し、企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、以下について、総合的に評価・審査する。

項目	主な評価内容
企画提案内容	復旧・復興の現状を理解したうえで、コースの考え方などについて、3市3町がその魅力を発信するという視点が踏まえられているか。また、開催要件などが適切であり、実現性が高いか。
実施体制・スケジュール	提案内容を適切に遂行できる実施体制（人員配置等）を構築しているか。 提案内容を適切に遂行できる具体的なスケジュールが設定されているか。
実績	提案内容を適切に遂行できる専門性や過去の実績を有しているか。
経費	費用対効果の観点から、提案内容を実現するための費用が盛り込まれた適切な経費となっているか。

(2) 企画提案書に関するプレゼンテーション

企画提案書を提出したものに対し、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション審査に先立ち書類審査を行う場合がある。詳細については、対象者に別途通知する。

- ① 実施日：令和7年4月下旬
- ② 実施場所：石川県庁
- ③ 実施方法：提出した企画提案書に基づき、説明及び質疑応答を行う。
- ④ 出席者：統括責任者および担当者等（3名以内）

(3) 選考に関する事項

- ① プレゼンテーション後、選定委員会で審査を行い、最優秀提案者を選定する。
- ② 選考結果については、各応募者全員に書面により通知するものとする。
- ③ 委員会は非公開とし、選考結果や審査内容に係る質問や異議は一切認めない。

(4) 優先交渉権者との協議

選定委員会で選定した最優秀提案者を優先交渉権者とし、業務委託契約に必要な協議を実施する。なお、具体的な業務委託内容は最優秀提案者の企画提案書をもとに、県と協議のうえ決定する。

(5) 最優秀提案者を選定できなかった場合の措置

審査の結果、基準を満たす提案が無かった場合、又は応募が無かった場合は、再公募とする。

(6) 優先交渉権者と契約締結に至らなかった場合の措置

優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、優先交渉権者に次いで評価の高かった者を改めて優先交渉権者とし、業務委託契約に必要な協議を実施する。

7 応募に係る留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ・提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・募集要項に違反すると認められる場合
- ・その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

(2) 著作権・特許権等に係る責任

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て応募者が負う。

(3) 複数提案の禁止

応募者は、複数案の企画提案書の提出はできない。

(4) その他

- ・応募者は企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとする。
- ・本業務の受託者は、本業務で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- ・能登駅伝は数年後の開催を予定していることから、本業務の履行期間中に事業評価及び検証等を行ったうえで、翌年度以降も受託者と契約を行う場合がある。
- ・本業務の受託者は、業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、いつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。